

PMI 日本支部 規約

第 1 章 名称、主事務所、PMI との関係

第 1 条 この団体は『PMI 日本支部』と称する。（以下、『PMI J』と称する）この団体はプロジェクトマネジメントインスティテュート（以下、PMI と称する）の支部であり、日本国の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき設立されたものである。

第 2 条 『PMI J』は主たる事務所を東京に置く。

第 3 条 『PMI J』は PMI 理事会が定める方針や、手順、規則などに則し、PMI との協定に従って支部を運営する。

第 4 条 『PMI J』は活動を行う際に、日本国における法律を遵守する。

第 5 条 『PMI J』の規約は、PMI が設定した現行の PMI 規約、方針、規則に反してはならない。

第 2 章 目的

第 6 条 『PMI J』はプロジェクトマネジメントに関する次の内容を目的とする。

1. 情報の収集・発信
2. 技術の調査・研究
3. スキルの啓発・普及
4. 教育・研修
5. 職能の普及・拡大
6. 実践活動の支援
7. PMI 本部活動の支援
8. 他のマネジメント手法との融合の促進
9. 前各号に掲げる事業に付帯関連する一切の事業

第 3 章 会員資格

第 7 条 『PMI J』の活動目的に賛同する全ての人は会員に応募する資格を有する。民族、信条、人種、年齢、性別、未婚・結婚、国籍、宗教、身体的障害の有無による差別をしてはならない。

第 8 条 『PMI J』の会員になるためには PMI の会員になることが前提となる。

第9条 会員は『PMI J』の理事を選挙することができる。

第10条 会員はPMI及び『PMI J』の規約、方針、規則を守らなければならない。

第11条 会員はPMIに対しPMIおよび『PMI J』が定めた会費を支払わなければならない。また退会に際し、この会費は返却されない。

第12条 会員が退会したとき、会費の支払いを怠ったとき、及び除名を受けたときは、会員の資格を失う。

第13条 『PMI J』の会員資格を失ったときは、その会員は『PMI J』に関する全ての権利と特典を失う。

第14条 PMIの方針にのっとり、PMIが提供する会員情報は、『PMI J』の活動にのみ使用することとし、商業目的には使用しない。

第15条 『PMI J』の活動目的に賛同する法人は法人スポンサーとして運営を支援することができる。法人スポンサーに関しては別途定めるPMI日本支部法人スポンサー規程に拠るものとする。

第4章 役員その他

第16条 『PMI J』は役員として理事24名以内及び監事2名以上を置く。理事は下記職務を担当し、複数兼務を妨げない。理事は協力して第2章で定められた支部目的の達成のための活動を行う。また、保存文書を保管し、後任者に引き継ぐ。さらにPMIJ 会員増ならびに PMIJ 法人スポンサー増に努める。理事は選任された時点でPMI J 会員でない場合、速やかにPMI J 会員登録を完了しなければならない。

- 1) 会長（代表理事）
- 2) 副会長（内1名を代表理事とする）
- 3) 財務担当理事
- 4) 各職務を司る担当理事

第17条 会長は一人または複数人のアドバイザーを置き、アドバイザーの経験や知見を支部運営に活用することができる。

2. アドバイザーの候補

支部運営に著しい貢献があった、退任した理事・監事。

3. アドバイザーの任命

退任した理事・監事の内から、会長が指名し、理事会の承認を得て任命する。アドバイザーの新任・再任は、理事改選後、会長が理事会に提案する。

4. アドバイザーの役割

アドバイザーは、アドバイザー会議に出席し、支部方針・運営全般について意見を述べる。アドバイザーは理事会に出席せず、議決権も持たない。

5. アドバイザー会議

アドバイザー会議はアドバイザーが支部方針・運営について意見を述べる場とする。アドバイザー会議は半期ごとに開催する。開催日程は会長が決める。

アドバイザー会議の出席者は、アドバイザー、正副会長、事務局長とする。

会長は、アドバイザー会議でアドバイザーから出された意見を理事会に報告する。

第18条 社員総会により選任された理事の任期は日本支部定款第26条の規定による。

2. 会長を含む理事は、連続して2期を超えて同じ職務担当についてはならない。

但し、全理事の3分の2の賛成があればさらに1期を限度に延長し、同一の職務担当を最長3期とすることができる。

3. 理事の任期は継続して最大7期までとする。2020年に既に理事である理事を含め、理事の継続した任期数は2020年から新たに数えるものとする。

第19条 『PMIJ』の業務の監査を行うために、社員総会において監事を選任する。

監事の任期は、日本支部定款第26条の規定による。

第20条 担当理事の職務は、理事会にて定めるものとする。

第5章 理事会

第21条 理事会は『PMIJ』の最高意思決定機関とする。理事会は以下の定めに従い、開催され、必要な決定を行う。

A（理事会）理事会は、選挙後開催される最初の理事会において、理事の互選により、会長を選任し、会長は副会長を指名する。理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長に差し支えのある時は、副会長がこの任にあたる、副会長に差し支えのある時は、理事の決議に基づき、他の理事がこれに当たる。

B（理事会の招集）理事会は、会長がこれを招集する。会長に差し支えのあるときは、副会長がこの任にあたる、副会長に差し支えのある時は、理事会の決議に基づき、他の理事がこれに当たる。理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。この請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする。理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

理事会の召集通知は、会日の3日前までに各理事に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。理事会は、理事全体の同意があるときは、召集の手続きを経ないで開催することができる。

理事会は8月を除き毎月開催される。

理事は年間の理事会の70%以上に出席しなければならない。

C（理事会決議）理事会の決議は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数を持って決する。通信手段を用いた出席も可とする。投票が賛否同数で2回目の投票でも賛否同数の場合、事案は否決とする。

D（理事会の決議の省略）理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

E（理事会議事録）理事会の議事は、その経過及び結果を事務局が議事録に記載し、出席した代表理事及び監事がこれに署名または記名押印する。

F（その他）監事は、議決権はないものの、理事会に出席して意見を述べることができる。

第22条 理事会は次のいずれかの場合、理事を解任することができる。

- 1）『PMIJ』の会員でなくなったとき。
- 2）事前連絡なしに、連続して理事会を3回欠席したとき。
- 3）理事会で3分の2以上の要求があったとき。

第23条 任期の途中で会長が空席になった場合、理事会にて後任者を選任する。副会長または他の理事に空席が生じ、会長が必要と判断した場合は、会長が指名し理事会の承認を得たものをあてる。任期は前任者の任期の残期間とする。

第6章 理事の指名、選挙

第24条 理事に立候補を希望する者は指名委員会に推薦を届け出る。認定トレーニングパートナーの所有者およびトレーナーは立候補を届け出ることはできず、かつ理事にもなれない。指名委員会は、選挙に向けて推薦を評価する。社員総会における理事選出候補は、理事候補の内、投票された会員の過半数の信任票を得た者、または投票数で理事定数までの上位の者となる。

第25条 会員は、理事選出にあたり郵送またはその他の定められた手段により投票する。投票は、選挙管理委員会から公示される理事候補の信任、不信任、または候補者名を記述し、所定の日までに選挙管理委員会へ送付する。

第26条 指名委員会、選挙管理委員会は次の手順にて理事候補者の指名と理事の選挙を行う。

A 指名委員会は会長から指名された監事・アドバイザーの数名から構成され、理事会の承認を得るものとする。委員長は委員の互選により決定する。
指名委員は選挙管理委員を兼ねることはできない。

B 指名委員会は理事候補を評価し、理事候補者名簿を作成し、選挙管理委員会に提出する。

C 選挙管理委員会は会長の指名する監事1名と理事候補ではない理事またはアドバイザーの2名で構成され、理事会の承認を得るものとする。指名は、指名委員会による理

事候補の評価完了までに行う。委員長は委員の互選により決定する。選挙管理委員は、指名委員を兼ねることはできない。

D 選挙管理委員会は理事改選が公正に行われることを保証し、理事改選に関わる事務を会長、事務局と分担する。

E 選挙管理委員会は理事会に次期理事候補者名簿を提出し、同時に会員に発表する。

F 選挙管理委員会はこの選挙を現理事の任期満了までに実施し、結果を理事会に報告する。

G 選挙の結果不信任となった理事席については、会長が必要と判断した場合、再度、指名委員会により指名、選挙管理委員会により会員への告知、選挙を行う。

第 7 章 年次会員報告

第 27 条 年次会員報告を PMI J ホームページ上で行い、計画・実績などを報告する。

第 8 章 事務局

第 28 条 『PMI J』の業務を円滑に遂行するため、事務局をおき、責任者に事務局長を置く。事務局長は、会長が理事会の承認を得て選任する。事務局長は、『PMI J』の円滑な運営のための組織を、会長の承認を得て編成し、活動をおこなう。事務局長の役割と責任および報酬は理事会で定める。事務局に常時雇用使用人がいる場合は、事務局職員就業規則を適用する。

第 9 章 財務

第 29 条 『PMI J』の事業年度は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの年 1 期とする。

第 30 条 『PMI J』の支部会費の額は理事会にて定める。支部会費の徴収は PMI が行う。

第 31 条 財務担当理事は定期的に理事会において財務報告を行う責任を持ち、次年度に関した予算案を作成し、理事会の承認を得る。

第 32 条 全ての支出は事務局長がこれを管理する。ただし、20 万円以上の支出については財務担当理事の承認を必要とする。

第 10 章 権限、利益相反

第 33 条 『PMI J』の会員は、この規約で定められている以外どのような時も 『PM

I J』から経費以外の金銭的便宜を得ることは出来ない。

第34条 『PMIJ』の役員及びいかなる会員も、理事会での活動に関し報酬やそれに類する金銭的対価を受けてはならない。ただし、理事会への出席のための費用や『PMIJ』の活動に関する実費はこれを支払うことができる。また、役員及び会員の支部での役割や活動の成果に基づかない、専門的な知見の提供に対しては対価を支払うことができる。

第35条 『PMIJ』は下記の条件を満たす場合のみ、会員や役員など、及び役員などが関係している団体などが金銭的利害関係や雇用関係があるとしても、契約関係を結ぶことができる。

A その契約の開始以前に契約内容が理事会に開示されていること。

B その契約に関係を持たない理事の投票による過半数の賛成を得ること。

C 理事会が承認するときに、提案招請の手順を通して、その契約等が『PMIJ』にとって妥当なものであり、法律的にも問題がないこと。

第36条 『PMIJ』の役員は、『PMIJ』が契約、または商行為の關係を持っているか、持つかもしれない利害關係または提携狀況について開示しなければならない。また、該当する件に関する理事会での決議に参加してはならない。

第 11 章 訴訟費用の補償

第37条 現在もしくは、過去に『PMIJ』の理事、職員、委員会の委員もしくはこれらに準ずる職にあったもの（以下理事など称する）が、『PMIJ』の方針、規則に従って適正な職務を遂行したにもかかわらず、『PMIJ』以外の外部から、民事、刑事及び行政上の訴訟を受たり、あるいは受ける恐れのあるときは、『PMIJ』は、その訴訟を受けた理事などの権利を保護するために必要となる費用を負担するものとする。

第38条 法律及び裁判所の特段の命令がある場合を除いては、その訴訟を受けた理事などに対する費用の補償は、法律及び規約上適性と判断される範囲に限られる。

第39条 『PMIJ』は、役員などに対して、現在および将来の訴訟費用の負担を補償するために、『PMIJ』の費用で、『PMIJ』が適当と判断する保険へ加入させることができる。

第 12 章 改定

第40条 この規約は理事会において、出席理事の3分の2の賛成をもって改定できる。

第41条 全ての改定は、PMIの規約、PMI理事会により制定された方針、手続、規則及び指令並びにPMIと結ばれた日本支部の憲章と整合するものでなければならない。

第 13 章 解散

第 42 条 『PMIJ』の解散にともなう残余財産の処分は定款第 34 条の定めに従う。

第 15 章 その他

第 43 条 この規約に規定のない事項は、全て理事会の決議により決定するものとする。

(附記)

制定 2005 年 8 月 26 日 (第 4 回理事会)

改定 2005 年 12 月 16 日 (第 7 回理事会：コンピテンシー理事新設)

改定 2008 年 1 月 29 日 (第 23 回理事会：理事の役割変更等)

改定 2009 年 1 月 1 日 (支部名称、法人格の変更)

改定 2011 年 9 月 30 日 (第 53 回理事会：以下、追加事項

- ・第 16 条 2) 副代表理事 (副会長) の設置

- ・第 21 条 A 会長は副会長を指名する

- ・同 A 副会長がこの任にあたる、副会長に差し支えのある時は、

- ・同 B 副会長がこの任にあたる、副会長に差し支えのある時は、

以下置き換え事項 2012 年 2 月 24 日 (第 57 回理事会)

- ・第 26 条

A 選挙委員は 3 名とし、1 名は監事とその任にあたり、2 名は会長が指名し、理事会の承認のもとに任にあたる。指名は、理事改選が行われる年の 10 月 1 日までに行う。

B 選挙委員長は選挙委員の互選により決定する。

改定 2012 年 2 月 24 日 (第 57 回理事会)

第 16 条 『PMIJ』は役員として理事 20 名以内及び監事 2 名以内を置く。の条 文に理事は選任された時点で PMIJ 会員でない場合、速やかに PMIJ 会員登録を完了しなければならない。を追加

改定 2012 年 2 月 24 日 (第 57 回理事会)

B (理事会の招集) 理事会は、会長がこれを招集する。の条文に 通信手段を用いた出席も可とする。を追加

改定 2012 年 2 月 24 日 (第 57 回理事会) 第 7 章 年次会員報告会

第 27 条 年 1 回の年次会員報告会を行い、計画・実績などを報告する。年次会員報告会は会長が招集し、議長を務める。

を

第 7 章 年次会員報告

第 27 条 年次会員報告を PMI J ホームページの会員専用ページ上で行い、計画・実績などを報告する。

に改定 改定 2013 年 11 月 22 日（第 70 回理事会） 第 16 条 「複数兼務を妨げない」

「PMIJ 会員増ならびに PMIJ 法人スポンサー増に努める」を追加

第 23 条 「会長が必要と判断した場合は、会長が指名し理事会の承認を得たものをあてる。」に「会長が必要と判断した場合は」を追加

第 26 条 F 「選挙の結果不信任となった理事席については、会長が必要と判断した場合、再度、選挙委員会により指名、会員への告知、選挙を行う。」に「会長が必要と判断した場合」を追加

改定 2015 年 11 月 27 日（第 86 回理事会）

第 15 章機構改革期間の暫定措置 第 44 条 を追加

改定 2015 年 12 月 18 日（第 87 回理事会） 暫定改定第 1 条 を追加

改定 2017年12月15日（第106回理事会）

第 4 章役員その他第16条、第20条を変更。第15章を削除。

改定 2018年12月21日（第117回理事会）

第10章権限、利益相反第34条を変更。

改定 2019年1月25日（第118回理事会）

第6章理事の指名、選挙 第24条、25条、26条を変更。

改定 2019年11月22日（第127回理事会）

第4章役員その他、第16条を変更。

改定 2020年11月27日（第139回理事会）

第17条

① 「顧問」を「アドバイザー」に変更

改定理由：「顧問」から「アドバイザー」制度への変更のため

第18条

① 理事会による理事の選出を社員総会に変更

改定理由：PMI日本支部定款との整合のため

② 理事の任期の規定を日本支部定款の参照に変更

改定理由：日本支部定款の定義との重複を回避のため

第18条 2

① 任期で、「期」と「年」で表現されていたのを「期」に統一

改定理由：日本支部定款の定義との重複を回避のため

第18条 3

① 削除

改定理由：PMI日本支部定款との整合のため

第19条

① 監事の任期の規定を日本支部定款の参照に変更

改定理由：日本支部定款の定義との重複を回避のため

第21条F

① 「顧問」を削除

改定理由：「顧問」から「アドバイザー」制度への変更のため

第24条

① 信任投票以外の選挙を追加

改定理由：理事定員数を上回る理事候補の立候補を可能にするため

② 当選者を社員総会での理事選出候補とする

改定理由：PMI日本支部定款との整合のため

第25条

① 信任投票以外の選挙を追加

改定理由：理事定員を上回る理事立候補を可能にするため

第26条A

① 指名委員会から理事を削除

改定理由：PMIからの見直し要請による

② 「顧問」を「アドバイザー」に変更

改定理由：「顧問」から「アドバイザー」制度への変更

③ 指名委員会の委員長を互選で選出

改定理由：PMIからの見直し要請を踏まえて

第32条

① 財務担当理事の承認金額の引き下げ

改定理由：ガバナビリティの強化のため

② 「予算に基づく支出」を「全ての」に変更

改定理由：ガバナビリティの強化のため

第18条3 「理事の任期は継続して最大7期までとする。」を追記する。

第21条 B

定款29条③「理事会の招集通知は、会日の3日前までに各理事に対して発信する」に支部規約を合わせる。

第23条

「他の理事」の前に「副会長または」を追加する。

第24条

「指名委員会は、支部会員の自薦、理事による推薦、支部委員からの推薦された者の中から指名する。」を追加する。

第26条 A

アドバイザーは理事会に出席せず、議決権も持たない。

この記述を第17条 4. に追加する。

第26条 B

「選考」を「評価」に置き換える。

第35条

「提案招請の手順を通して、」を追加。

第41条

PMIに指定された記述に置き換える。

第16条

「財政」を「財務」に変更。

第9章

「財政」を「財務」に変更。 細則－1. 理事の職務

2015 年 12 月 18 日 暫定改定第 1 条により削除

改訂 2023年4月28日（第166回理事会）

①「」を「」に置き換える。

第18条

①「1） 代表理事（以下、会長と称する）」を「1） 会長（代表理事）」に置き換える。

②「2） 副代表理事（以下、副会長と称する）」を「2） 副会長（内1名を代表理事とする）」に置き換える。

第21条 B

①理事の開催請求を追加

②理事会の開催時期を追加

③理事の出席率を追加

第21条 C

①投票が賛否同数の場合を追加

第21条 E

①議事録の押印の規定を見直し

第22条

①「辞任を求める」を「理事を解任する」に置き換える。

第24条

①認定トレーニングパートナーの規定を追加

第25条

①「選挙管理委員会から送付」を「選挙管理委員会から公示」に置き換える。

第26条 C

①「理事候補ではない他の2名」を「理事候補ではない理事またはアドバイザーの2名」

に置き換える。

②「理事改選が行われる年の9月の理事会までに」を「指名委員会による理事候補の評価完了までに」に置き換える。